

事務連絡  
令和6年9月26日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課  
整備事業班長

輸入車のOBD検査開始までの間における  
自動車整備事業者に対する行政処分等の基準の適用について（注意喚起）

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部整備（・保安）課長及び沖縄総合事務局運輸部車両安全課長に対し通知しましたので、貴会傘下会員に対し周知願います。

事務連絡  
令和6年9月26日

各地方運輸局自動車技術安全部整備（・保安）課長 殿  
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

物流・自動車局自動車整備課  
整備事業班長

輸入車のOBD検査開始までの間における  
自動車整備事業者に対する行政処分等の基準の適用について（注意喚起）

令和6年10月1日より車載式故障診断装置を活用した検査（OBD検査）が開始されることとされている。輸入車に対するOBD検査については、令和7年10月1日から開始されることとされている。

そこで、令和7年9月30日までの間に行われた輸入車に対するOBD確認及びOBD検査については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成18年3月2日付け国自整第126号）及び「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成18年3月2日付け国自整第127号）によらず、行政処分等を行うべき違反事項として取り扱わないこととしたので留意されたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長あて別添のとおり通知したので申し添える。